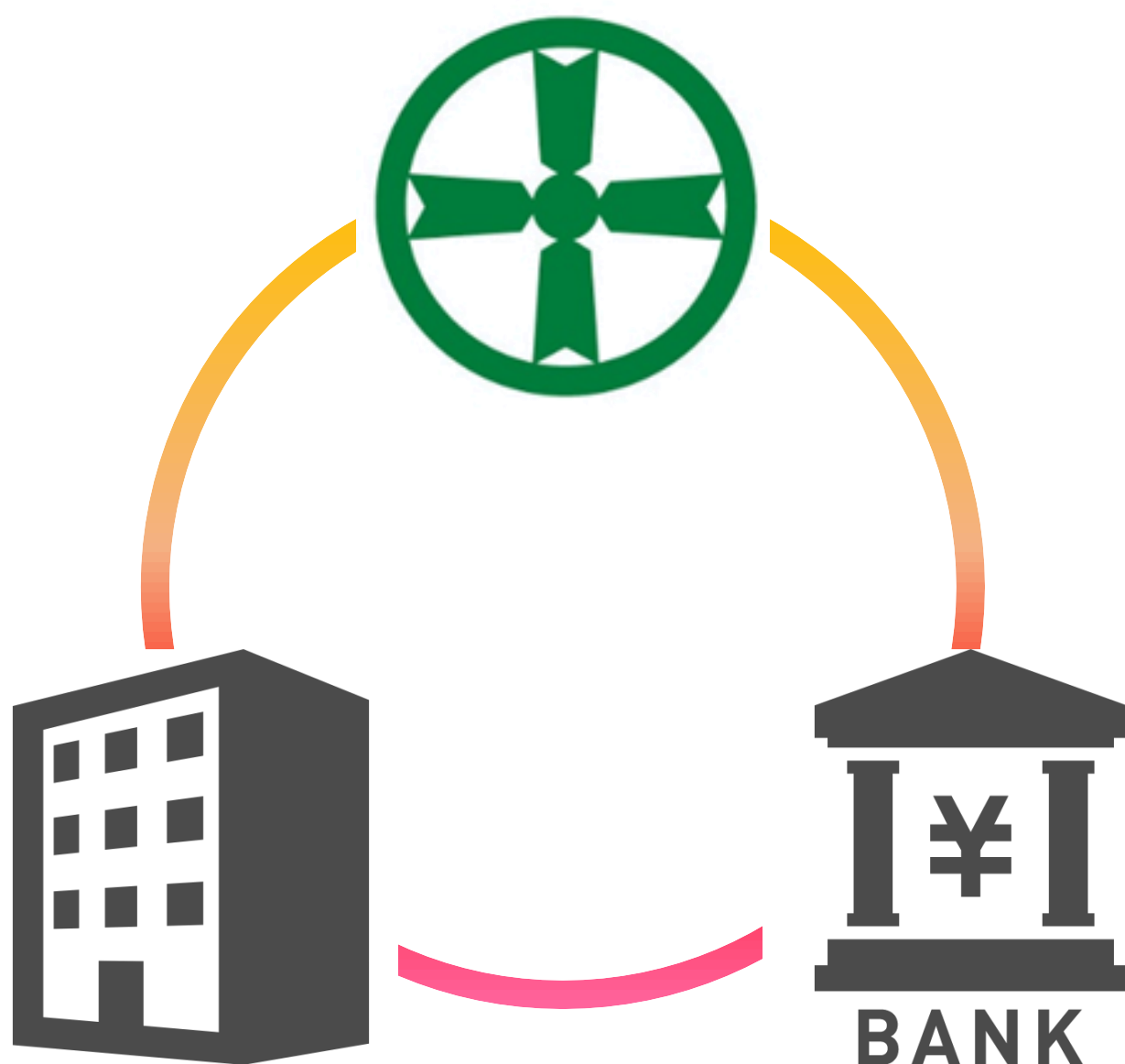


令和8年度 秋田市中小企業融資あっせん制度



秋田市産業振興部
商工貿易振興課 融資担当

🔍 秋田市中小企業融資あっせん制度

検索



本市融資制度それぞれの資金の詳細についてはホームページからご確認ください。申請書や様式等も資金ごとのページからダウンロードできます。

目次

秋田市中心小企業融資あっせん制度(概要)	・ ・ ・ 2
取扱金融機関および提出書類	・ ・ ・ 4
融資あっせん制度関連リンク	・ ・ ・ 5
Q&A(事業者様向け)	・ ・ ・ 6
あっせん申請書記載例	・ ・ ・ 9

問い合わせ先

〒010-8560
秋田市山王一丁目1番1号

産業振興部 商工貿易振興課 融資担当

☎ 018-888-5728

✉ ro-inpr@city.akita.lg.jp

秋田市中小企業融資あっせん制度（概要）

一覧表 詳しくは制度要綱・要領をご覧ください。

制度名		一般事業資金	小口零細企業資金	創業資金
融資対象 （概略）		市税に未納がなく、次の条件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること （法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること	市税に未納がなく、次の要件を満たす従業員20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の会社又は個人等 ①市内に1年以上住所を有すること （法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④申請時において、秋田県信用保証協会保証の債務残高が2,000万円以下であること	市税に未納がなく、次の条件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に住所を有すること （法人は登記簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を有すること ③事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業歴が5年未満であること（法人は設立後5年未満） ④商工団体が経営指導を行った事業計画書を提出すること（引き続き6ヶ月以上経営指導を受けること）
融資 条件	資金使途 ※1	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金
	限度額 （万円）	3,000	2,000 （既存の保証付き残高がある場合は、これを控除した額）	2,000
	貸付期間	10年（一括返済の場合は1年）	10年（一括返済の場合は1年）	10年（一括返済の場合は1年）
	据置期間	1年	1年	1年
	年利率 （％）	2.15 ※2	1.7	1.95 ※3 （条件付きで、借入から3年間、年1.0％の利子補給あり）
	保証料率 （％）	原則0	原則0	原則0
	担 保	必要に応じ徴求	原則不要	必要に応じ徴求
	保証人	原則法人は代表者のみ、個人は不要	原則法人は代表者のみ、個人は不要	原則法人は代表者のみ、個人は不要

※1 既存借入金の返済資金にはご利用できません

（一般事業資金、創業資金、小口零細企業資金においては、既往借入金の返済資金に利用できます。）

※2 セーフティネット保証制度（1～4号および6号）または危機関連保証を利用した場合、0.2％控除

※3 創業等関連保証または創業関連保証を利用しない場合、0.2％加算

※4 保証料補助対象外

秋田市中小企業融資あっせん制度(概要)

創業資金(無担保・無保証人枠)	産業活力創造資金 (緊急経営支援資金枠)	中小製造業設備資金 ※4	制度名	
市税に未納がなく、次の要件を満たす小規模企業者のうち、株式会社、合同会社及び企業組合 ①市内に住所を有すること (法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業歴が5年未満であり、現在も継続していること ④商工団体が経営指導を行った事業計画書を提出すること (引き続き6か月以上経営指導を受けること)	市税に未納がなく、次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること (法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害等の被害により、経営の安定に支障を生じているもの、もしくはセーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けたもの	市税に未納がなく、次のいずれかの要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内で同一業種を1年以上行っているもので、製造業・新聞業・出版業・製造小売業の中小企業者、組合等 ②チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者である中小企業者、組合等 ③自己所有の工作物(建築物・施設)からアスベストの除去等を行うため、廃石綿の処理に係る計画書を秋田市環境部廃棄物対策課に提出する中小企業者、組合等	融資対象 (概略)	
運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	設備資金およびアスベスト対策工事資金	資金使途 ※1	融資 条件
1,000	3,000	10,000 (対象事業費の85%)	限度額 (万円)	
10年(一括返済の場合は1年)	10年(一括返済の場合は1年)	10年	貸付期間	
1年	2年	1年	据置期間	
1.95 (条件付きで、借入から3年間、 年1.0%の利子補給あり)	2.15 ※2	2.75%以下の金融機関所定金利 (全期間2.0%を上限に市が利子補給)	年利率 (%)	
-	原則0	-	保証料率 (%)	
不要	必要に応じ徴求	必要に応じ徴求	担 保	
不要	原則法人は代表者のみ、個人は不要	必要に応じ徴求	保証人	

取扱金融機関および提出書類

取扱金融機関

金融機関名	制度名 一般 事業資金	小口零細企業 資金	創業資金 (無担保・無保証人枠)	産業活力創造資金 (緊急経営支援資金枠)
秋田銀行	○	○	○	○
北都銀行	○	○	○	○
秋田信用金庫	○	○	○	○
秋田県信用組合	○	○	○	○
商工組合中央金庫	-	-	-	○
岩手銀行 北日本銀行 きらやか銀行 七十七銀行 秋田なまはげ農業協同組合	○	○	○ ※1	○

※1 利子補給の対象となるものを除く。

提出書類(抜粋) この他、必要に応じて資料の提出を求める場合があります。

必要書類	制度名 一般事業資金	創業資金 ※4	創業資金 (無担保・無保証人枠) ※4	小口零細企業資金	産業活力創造資金 (緊急経営支援資金枠)	中小製造業設備資金 ※5
融資あっせん申請書	○	○	○	○	○	○ 市指定
登記簿謄本・住民票	○	○	○	○	○	○
2年分の納税証明書※1もしくは 市税に未納がない証明書	○	○	○	○	○	○
代表者の所得課税証明書 (事業を開始する前年のもの)		○	○			
許認可等の写し	△	△	△	△	△	△
1年分の確定申告書・決算書	△	△	△	△	○	○
事業計画書		○ 市指定	○ 市指定		○	○ 市指定
返済計画書		○	○			
契約書・見積書・設計図、カタログ等 ※2	△	△	△	△	△	○
事業開始・事業を行っている証明		○	○			
以前事業主でなかった証明 ※3		○	○			
信用保証委託申込書 信用保証依頼書の写し	○	○	○	○	○	○
その他の主な必要書類		△	△		○	○

[注] ○は必須、△は必要に応じて添付すること。

※1 ここで求める納税証明書とは、市民税、固定資産税および事業所税をさす。

※2 設備資金については、その内容がわかる資料を添付する。

・機械装置、車両等の場合は、契約書・見積書、設計図、カタログ等を添付すること。

・建物(新築、改築、増築等)の場合は、契約書・見積書(内訳書添付)、設計図

なお、建築確認が必要な場合は、建築確認書、建築確認申請書類を添付すること。

※3 事業を始める前の状態が代表権のない役員であれば勤務先の商業登記簿謄本、
不動産収入がある者については、直近の確定申告書

※4 提出可能なものをすべて提出すること。

※5 融資あっせん申請書や事業計画書等、中小製造業設備資金専用の様式を提出すること。

融資あっせん制度関連リンク

ホームページ

PDFでご覧の場合、資金名をクリックするとホームページへ遷移します。

[一般事業資金\(マル市\)](#)



[創業資金](#)



[小口零細企業資金\(小口\)](#)



[中小製造業設備資金](#)



[創業資金\(無担保・無保証人枠\)](#)



[産業活力創造資金\(緊急経営支援資金枠\)](#)



電子申請

完成届



事業開始届



利子補給定期報告



Q 市の融資あっせん制度を利用したい。

本市融資あっせん制度のご利用にあたっては、まずは5ページに記載の取扱金融機関にご相談ください。

Q 融資対象とならない場合はあるか。

2・3ページの要件を満たさないほか、医療法人・社会福祉法人・学校法人・宗教法人・一部の組合（農協・火災共済・信用協同・生活・酒造）は対象外です。

また、業種では、農林漁業等の1次産業、風俗・競輪などのサービス業、金融・保険業等が対象外です。

Q 資金使途で対象外となる事例を知りたい。

主に以下の資金使途が対象外です。

- ・営業用車両で、車両取得に係る金額が300万円を超えるもの。
ただし、特殊車両や建設業者が使用する資材運搬用のバンなど、事業上必要と認められる車両については例外となる場合があります。
- ・従業員用の駐車上整備費用
上記のような福利厚生に係る経費は対象外です。
- ・建物の取得費用
物件取得については、自ら使用する市内事業所、第三者に賃貸することを目的とする建物の新築・改築・増築・改修費が対象で、建売物件の取得費用は対象外です。
ただし、第3者へ転売することを目的とする建売物件の取得は運転資金で対象となります。
なお、土地の取得費用については、建物と区分けできれば対象となります。
- ・秋田市外の事業所の運営に必要な経費
秋田市に本拠があっても、上記の経費は運転・設備資金ともに対象外です。
秋田市外の事業者が持つ秋田市の営業所の運営に係る経費も対象外となります。

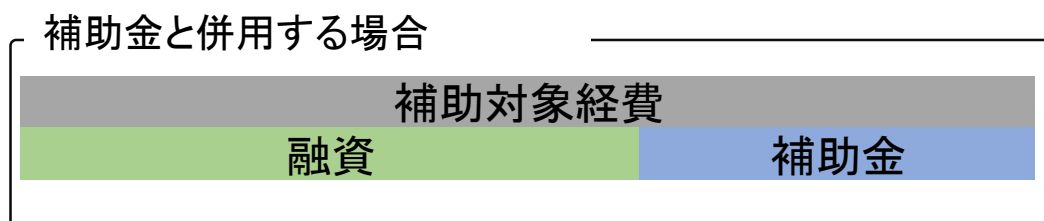
Q 一般、小口資金で、法人成りしたばかりの事業者は対象となるか。

個人事業主から通算して1年以上、秋田市に事業所を持ち、同じ事業を行っている場合は対象となります。

Q 創業資金で、事業開始5年以内の事業者が、当初の事業と異なる事業を始めるための資金は対象となるか
対象外です。

Q 市の補助金との併用は可能か。

以下の図のように、つなぎ資金・補助対象経費のうち補助金額を控除した金額については融資あっせんの対象です。
なお、制度融資以外の融資との併用は可能です。



Q 申請に必要な書類について

5ページのリンクから遷移するホームページからダウンロードしてください。**令和8年度から様式が変更されておりますので、最新のものをご利用ください。**

Q 融資あっせん制度利用者の事業開始について

あっせん申請する資金で行う事業について、事業が完了している場合は本市融資あっせん制度の対象外です（新築物件を建築する場合で、融資あっせん申請時に既に工事が完了している場合など）。なお、あっせん申請時点での着手は可能です。

Q あっせん決定に必要な日数は。

- ・一般事業資金
書類に不備がなければ、即日受付可能です。
- ・利子補給のない融資あっせん制度
決裁に**原則2営業日**が必要です。融資実行日が近い等の理由であっせん決定を早めることはできかねますので、余裕をもったスケジュールで申請してください。
- ・利子補給付きの融資あっせん制度
利用可能かの判断・事前協議等に時間を要しますので、最低でも**1か月以上前から窓口にご相談ください**。融資実行希望日が近い場合、決裁が間に合わない可能性がありますのでご注意ください。

Q 担当者以外が手続きを行うことは可能か。

申請いただく案件について、資金使途や見積書の内容等、窓口でいくつか確認を要する場合があります。内容が不明の場合、申請を受理しかねる場合がございますので、詳細を把握している方が手続きを行ってください。

Q あっせん決定後に申請内容が変更となった場合はどうすればよいか。

以下の場合には提出書類を全てそろえ直し再度申請してください。再申請日が月をまたぐ場合や履歴事項全部証明書の取得日から3か月以上経過する場合はそれぞれ再度取得してください。再申請の際は、変更前のあっせん申請書（銀行分、協会分）を持参し、本市窓口に戻却してください。

- ・増減にかかわらず、融資額が変更となる場合
- ・返済期間を変更する場合
- ・資金使途が変更となる場合
- ・上記にかかわらず、保証協会が再提出を求めた場合

あっせん申請書記載例

秋田市中企業融資あっせん申請書

(宛先)秋 田 市 長

〒010-8560
住 所 秋田市山王一丁目1-1
商 号 株式会社秋田市
ふりがな たいひょうしりやく あきた たろう
氏 名 代表取締役 秋田 太郎
電 話 080 (****) 0000
E-mail akitashi@akita.jp
創 業 S60 年 4 月 * 日

R8 年 4 月 3 日

借り入れ希望日から余裕のあるスケジュールで申請してください。直前のお申込みの場合、本市の決裁状況により融資実行日に影響が出ても対応いたしかねます。

(株)といった略は不可です。

法人の場合、謄本と整合性のある肩書を記載してください。

ふりがなを記載してください。

連絡のとれる電話番号・メールアドレスを記載してください。メールアドレスがない場合は不要です。

申請する制度を囲み、ほかを二重線で消してください。

保証協会関連書類と一致した内容で記載してください。借入れ希望日、返済期日等のお間違えが多いため、今一度ご確認をお願いいたします。

申請内容が本市制度に違反していないか確認し、チェックしてください。

秋田市中企業融資あっせん条例施行規則に基づき、関係書類を添えて申請します。

申込制度	☒ 市 ☐ 創業 ☐ 無 ☐ 小口 ☐ 緊急			
	※申請する制度を点線に沿って囲んでください。			
資金使途	設備資金・運転資金（運転資金の場合、人件費が含まれているか はい・いいえ）			
申込金額	6,000,000 円	借入希望日	R8 年 4 月 25 日	受付印
分割等の方法	初回返済日	毎回返済日	返済期日	返済周期
	R8 年 5 月 * 日	* 日	R13 年 4 月 * 日	1 か月
	初回返済額	毎回返済額	期日返済額	返済期間
	100,000 円	100,000 円	100,000 円	60 か月
☒ 私（弊社）は、秋田市中企業融資あっせん制度要綱に定められている事項に違反していないことを誓います。				あっせん決定印
☒ 私（弊社）は、本申請に係る融資実行後、本市制度融資の借入残高が規定額以下であることを誓います。（一般事業資金3,000万円、小口零細企業資金2,000万円）				

★ 借入れ希望日の2週間前を目安にお持ち込みください。
◆ 申請書の該当する項目に記入し、原則として「本人」が下記窓口へ提出してください。
◆ 必要な書類を全て添付して本申請書を提出してください。（申請後、新たに提出していただく場合もあります。）
◆ 申込金額や返済、分割方法などは取扱金融機関とご相談の上、記入してください。

申請窓口：秋田市役所商工貿易振興課商工振興担当（TEL：888-5728）
（市）は秋田商工会議所（TEL：866-6677）と河辺雄和商工会（TEL：882-3523）でも受付します。

利子補給融資で必要な事前協議書ほか、申請書類の記載方法でご不明な点があれば秋田市役所 商工貿易振興課 融資担当までお気軽にお問い合わせください。

